

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月20日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第1号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月6日

つくばみらい市長 小田川 浩 印

1 事故発生日時 令和5年1月13日 午前8時20分頃

2 事故発生場所 つくばみらい市足高1313番地
すみれ幼稚園 職員駐車場

3 和解の相手方

4 事故の概要 事故発生場所を普通自動車で走行した際、車両右前輪で側溝のグレーティング蓋の端を踏み、荷重が加わったため、反動で蓋1枚が跳ね上がり、車両右前方ドア下等を破損した。

5 損害賠償額 310,206円

6 市の過失割合 100%